

会議録

会議名	令和5年度 第3回八王子市消費生活審議会	
日時	令和5年8月17日(木) 午後2時00分～午後3時20分	
開催場所	八王子市保健所 4階 会議室401	
出席者等氏名	委員	会長:朝日ちさと、副会長:渡邊隆、 黒崎勇矢、利光重信、山本朱里、北島剛 丸山茂男、赤木省三、野崎忠行 (敬称略)
		オブザーバー 八王子警察署生活安全課長:平湯達也 生活安全部防犯課長:昆雅朗 生活安全部防犯課主査:星英知
	事務局	部長:立花等 所長:橋本光太郎 課長補佐:奈良貴代 主査:森 主任:中村東洋治
	欠席委員	長谷川薫、(敬称略)
議題等	【議事】 (1) 第2期八王子市消費者生活基本計画の重要課題3 消費者被害の防止・救済」の振り返りについて (2) その他	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
傍聴人の数	1名	
	<p>【第3回八王子市消費生活審議会 次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)第2期八王子市消費者生活基本計画の重要課題3 消費者被害の防止・救済」の振り返りについて 《意見聴取》 (2)その他 4. 閉会 <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度 第3回八王子市消費生活審議会次第 ・ 第1回、第2回消費生活審議会前の質問について(回答) ・ 第1回教育推進会議・第2回審議会の意見書(まとめ) ・ 第3回消費生活審議会前の質問書(回答) ・ 資料1:第2八王子市消費生活審議会基本計画《振り返り資料:重要課題3》 	

会議内容

1 開会

事務局(奈良) : それでは出席者全員そろいましたので、これより令和5年度第3回八王子市消費生活審議会を開会いたします。着座にて失礼させていただきます。最初に、委員が未定でした商店会連合会から、7月25日に御推薦があり、既に代表の方には委嘱状の交付を行ったことを御報告いたします。お名前は出席者名簿にありますように、北島委員です。一言、御挨拶をお願いいたします。

北島委員 : はい。八王子商工会議所、北島と申します。実は八王子市商店会連合会という事務局がですね、商工会議所のほうに承っております、そちらのほうの事務局長をさせていただいております。よろしく願いをいたします。

事務局(奈良) : ありがとうございます。なお、本日は、八王子商工会議所選出の長谷川委員から、御欠席の御連絡をいただいております。また本日議題「重要課題3 消費者被害の防止・救済」について、都内や市内の現状をお聞きするため、八王子警察署、平湯生活安全課長と、八王子市生活安全部、昆防犯課長、防犯課、星主査がオブザーバーとして参加して頂いておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、当日配布資料の確認をさせていただきます。

お手元1枚目、本日の次第、次、出席者名簿、前回のその次なんですけども、第1回教育推進会議、第2回消費生活審議会の開会前の御質問の中で、当日にちょっと回答書が間に合わなかった御質問についての回答書、その会議の後にいただいた意見書の回答書、それと今回の会議前の質問書の回答書、ございますでしょうか。

お詫びでございますが、事前にお送りしました資料1に誤りがありましたので、差し替えということで、資料のところにピンクのマーカーをつけております。こちらのほうを御参考になさってください。そのほか、本日防犯課のほうから、こちら住まいの防犯対策臨時補助金のチラシ、あと緑色の袋の中に、多重債務相談のチラシと消費生活ニュース、あと廃棄物対策課のほうの不用品の注意啓発チラシ、あと高齢者の悪質商法防止・・・の引き上げによる注意喚起のチラシが入っております。そのほか、消費生活基本計画と消費者教育推進計画はお持ちでしょうか。もしないようでしたら、事務局のほうでお渡しいたします。それでは、会議に先立ちまして、市民部長、立花から御挨拶を申し上げます。

立花部長 : 皆さん、こんにちは。第3回の審議会にお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第2回でも白熱した議論で、この審議会また今日も熱い議論になるかと思っておりますが、かなり涼しい状態ですので、それも大丈夫かなと思っております。この建物、東京タワー未来メッセ、東京都と東京都のもとの土地に、八王子の保健所が・・・になりましたんで、保健所を合築して、市としては建設の負担金を払って、合築したということで、ここのフロアと1個上のフロアが保健所の執務室になっています。それで、今日ここ、ネットワーク通じているのかと思って、パソコン自分の持ってきたんですが、残念ながら通じてなく、皆さんと同様にこの紙の膨大な資料で、これも今後ペーパーレス化に向けては、大きな課題だなと思っております。・・・処理にもつながってきますけれども、やはり極力システムでいけるのであれば、DX化を進めていきたいなと思っております。またコロナ明けまして、8月の4、5、6の3日間、八王子まつりということで、久々に4年ぶりのフル開催で、85万人の人出だったというふうに聞いています。人が出ることもいいことなんですけれども、やはり以前は100万人なんてことを言っていましたけれども、一方でネットワーク、WEBで様々なことが開催されて、そういったことも非常に大きく進んできたのかなと。そういった面でも、コロナは大変で・・・だったんですけども、大きく変革するよききっかけではあったのかなというふうに捉えることもできるかなと思っております。また、この会場で今週末、20日の日曜日、午後13時から、地域づくりのシンポジウムがございます。八王子市、今地域づくりということで、市内中学校区を中心に地域の地域自治を進める。まだ地域自治がっていうところまではないですけど、まずはコミュニティの情勢進展を図っていこうということで、今回パネルディスカッションを行うということです。もちろん地域自治の中心である町会自治会連合会の皆様、お見えになりますし、各民事協の方も来ていただきます。そして各地域で活動されている団体の皆様から、ポスターセッションを行うということになってございますので、ぜひ20日の日

曜日、午後13時から開会で16時過ぎまでやっていると思いますので、ぜひお越しいただければと思います。消費生活センターにつきましても、そういったほかの部の積極的な活動に負けないように、取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願い致します。以上です。

事務局(奈良) : 本日の審議会は、記録のため、音声を録音しておりますことを御承知おきください。それでは、審議の進行を朝日会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

朝日会長 : ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。いろいろな御意見いただければと思っております。それではここから進行いたします。本日は、先ほど終わりましたけれども、委員10名のうち9名の御出席をいただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項の規定に基づき、会議は成立しております。次に、次第の3の議事に入る前に、会議の公開・非公開について、決定をしたいと思っております。本会議は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の非公開事項に該当するものがないとしまして、公開するというところで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝日会長 : ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、会議を公開といたします。それでは、次に事務局から傍聴者についての御報告をお願いいたします。

事務局(奈良) : 14時8分現在、1名の傍聴者がいらっしゃいます。今後、傍聴者があった場合には、随時入場いたしますので御了承ください。朝日会長 ありがとうございます。

それでは、3の議事に入りたいと思っております。本日の議事の1番目です。(1)は、第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題3、消費者被害の防止・救済の振り返りについて、となります。これについて事務局より、御説明をお願いいたします。

事務局(橋本) : はい。会長、事務局。

朝日会長 : 橋本所長、お願いいたします。

事務局(橋本) : それでは、本日机上配付させていただいておりますA4版で、3組といいますが、3枚の資料。前回審議会前にいただきました御質問で、事務局、私どもの用意が間に合わなかった分についての御質問に対する回答。あるいは前回審議委員会後の、いただきました御提案に対する御回答。そして今回第3回目の審議会になりますけれども、3回目の審議会に對しまして、会議前にいただきました質問に対する御回答。それぞれA4サイズで御用意しておりますので、それをお手元御覧になりながら、御覧いただきたいと思っております。

初めには、第1回消費者教育推進会議、中ポチで、第2回消費生活審議会前の質問(その2)について、というところを御覧いただきたいと思っております。これが前回審議会のときまでに用意ができなかった御質問等に対するお答えとなります。

御質問は3ついただいております。1つが、講座の参加状況、参加増につながる開催案内や申込方法についての御質問でございます。これに對しましては、人差し指で書いてあるところが私どもの答えとさせていただいております。いわゆるターゲットとなります参加者の属性も分析しながら、開催や開催の案内、申込方法の工夫というのがやはり必要だという認識でおります。

続きまして、2問目の質問では、前回の資料になりますけれども、資料4のうち福祉政策課の今後の課題の記載がないんじゃないでしょうかという御指摘をいただいております。これにつきましては、私どもの記載もれで、誠に申し訳ございませんでした。また次期計画での表現の仕方については、検討してまいりたいと思っております。

3つ目は、消費生活に関する情報提供を行う取組として、南大沢マルシェなど地域イベントでブースを設け、PRしてはどうかという御提案、御質問になります。これにつきましては、これまでも啓発推進委員会や、消費者団体連絡会等の、関連の加盟団体とも協力しまして、環境フェスティバル等に出展してまいりました。また計画の関連所管、市役所内の管理所管とも連携しながら、他の所管が実施する食育フェアですとか、地域でやってらっしゃるフラワーフェスティバルなどのイベントにも、そういう関連団体を通じて、参画をさせていただいております。

今後もこのイベントでの情報発信、情報収集というのは有意義だというふうに私どもも認識しておりますので、イベントの内容ですとか、地域のバランスを考慮しながら、出店を計画してまいりたいと存じております。

そのほか、御意見については4件いただいております。御意見につきましては、計画策定の参考とさせていただきたいと思っております。続きまして、2枚目になります。2枚目が、第1回教育推進会議、第2回審議会後の、「後」って書いてございませんが審議会の意見ということで、2回審議会後にいただきましたものに対するまとめになります。こちらでは御提案を1ついただいております。「広報はちおうじ」、毎年9月に発行しております「広報はちおうじ」の消費生活特集号について、御提案をいただいております。私どもとしまして、今年も9月1日後に、消費生活特集号を計画をしております、まさに今、その策定中となります。そちらのほうでは、消費生活基本計画の3つの事業・・・を網羅した構成としたいと考えて、今作成を進めているところでございます。特に今回は、消費者教育の視点から、エシカル商品やSDGsの普及について、メインとして、掲載を予定してございます。御提案のございましたブッシュ型情報発信でありますLINE登録の御紹介も、ここでする予定でございます。その他、4つ御意見をいただいております。

続きまして、3枚目になりますけれども、今回、第3回審議会、消費生活審議会前の質問をいただいておりますので、それに対する御返答になります。4つ頂戴しております。1つが、重要課題3の目標設定、目標設定の数字です。具体的には消費生活センターの認知度に対する御質問をいただいております。ここににつきましては、分母と分子がどういったもので計算をされているのかということになりますので、まず令和2年度の例をお示しをして、御回答申し上げます。

令和2年度の数字のとり方としましては、3,000人を対象にした消費生活に関する市民意識実態調査の調査結果に基づく数字ということで、3,000人のうち御回答いただいた方が1,547名、そして、消費生活センターを知っているかという設問に対しまして、場所も業務内容を知っているという方が97名、場所は知らないけれども、業務内容は御存知だと言って御回答いただいた方が365名、合わせた462名の方々が、要は業務内容を御存知だと、すなわち消費生活センターを認知しているというふうに理解をいたしております、この1,547分の462で29.9%という数字を出してございます。実際令和3年度末に今回の計画は終了するはず、現行計画は終了するはずだったんですが、2年間、新たなすいません。計画改定をしない中で、喫緊の課題のものを追加しまして、あと計画期間2年延長して、令和6年3月までということで、2年延長しているわけですが、その際に、4月の2日に延長する際に、努力目標としてプラス10%かさ上げをしまして、当初令和3年度末までの数字が、30%を目標にしていた認知度を、令和5年度末には、認知度40%にするという数字を掲げたところでございます。

続きまして消費者の相談場所についての御質問をいただいております。国民生活センター、東京都、八王子市の違い等についてのお問い合わせとなります。これにつきましては、ルール、その法律に基づく認識というのでしょうか。そこをこちらのほうにお示しをしております、最後のページには参考として、消費者安全法について添付を参考にさせていただきました。こちらのほうでは、都道府県が行う事務、そして市町村が行う事務について、法律の中で定めてございます。基本的には、次ページになりますけれども、市民の皆さんにとって、この3つの組織の大きな違いはないというふうに考えております。ただ、相談がそれぞれ、やはり相談員がいて受けている部分につきましては、曜日や時間等の違いがございますので、そういったことも考慮しながら、ホームページ等で御案内をさせていただいております。3つ目が悪質業者への指導・勧告等についての御質問をいただいております。私どもの八王子市消費生活条例の中には、指導・勧告、そして公表という規定が定めてございますが、過去5年でのこの実績はございません。しかし、PIONEERというものが、国から都道府県から市から警視庁まで、全てネットワークでつながっております、情報の共有ができるようになっております。このPIONEERというのは、「全国消費生活情報ネットワークシステム」というものになりまして、通称PIONEERと呼んでございますが、そちらで情報の共有をしつつ、この目的でございますけれども、行政機関による消費者被害の未然防止、被害拡大のための法執行の活用ということも、このPIONEERの使う目的となっております、これを情報を蓄積されますと、例えば警視庁のほうから193刑事訴訟法に移管、根拠とする私どものほうへ照会

が来まして、それで法の検挙をするというような状況になってございます。ちなみに参考までに、東京都では、専門の部署を用意して、取引指導課という部署を用意しております、3年の実績で82件の指導を行っているところでございます。また今年度私どもでは、警視庁と廃棄物対策課そして消費者センターとで連携しまして、悪質な不用品回収業者つきまして、廃棄物処理法違反の容疑で逮捕したという実績がございます。最後の御質問でございます。今回の資料1のうちの、デジタル社会の急速な進展などの情報提供が課題ということについて、御質問いただいております。これにつきましては、国や都や自治体間の情報は、既にお互いに入手することができる状況にはなっておりますが、これをいかに早く適切に市民に発信するかが、やはり課題と認識しております。また、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の問題もございまして、ここで何か・・・いただきましたとおり、この計画の中にもそういった言葉を使わせていただいておりますが、最後はそういったところは人と人のつながりということが大事かと考えておまして、その情報を受信した方が、またその情報の発信者になっていただいて、身の回りの方へ、注意なんですかね、呼びかけていただくということが、最後は必要な部分があるというような認識もしているところでございます。

最後、意見は1件いただいております。これまた計画の参考とさせていただきたいと思っております。長くなりましたが事前にいただきました質問、あるいは御提案についての御回答とさせていただきます。それでは、今日差し替えとして、資料1とマーカーで左上のところにピンクでマーカーさせていただきました、第2期八王子消費生活基本計画取組状況と今後の課題となります。そのうちのこれまで重要課題1と2については、それぞれの1回目2回目の審議会で御意見をいただいておりますが、今日はその最後の3、最後の重要課題3、消費者被害の防止・救済の部分について、御意見をいただきたいと思います。これにつきましては、事前に資料をお送りする際に、資料と審議会の進め方というものを送りしておりますが、大変失礼いたしました。そちらに御説明を、事前に御覧いただく際の御説明をさせていただいておりますが、この資料1の一番右のところに「今後の課題」というのを事務局の、とりあえずのたたき台として御用意をさせていただいております。これに対しまして、左の実績等を御覧いただきながら、次期計画の主な取組にしたいと思っておりますので、この今後の課題に対する御意見をいただくということが、今回お願いしたい点でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

朝日会長 : はい、ありがとうございました。それでは、ここから委員の皆さんから、御意見、御質問をお願いできればと思います。初めに御質問、御意見についての御説明ありまして、それから今日御議論いただく資料1についてでございます。どこでも構いませんので、御意見、御質問いただければと思います。すみません。質問が出るまでの間に、御意見出るまでの間にちょっとお聞きしていいですか、私ども。中身のことでないんですけど、教えていただきたいのが、この資料1の現行計画の3ページのところの、課題、重要課題3の中身、政策の立て方なんですけども、防止等・救済っていうことで言うと、何か3-2の方向に、施策の方向3-2にある事業者指導ですね。のようなものっていうのは、何か救済って、何か防止っていうような気もするんですけど、何かこのあたりの政策の分け方みたいなもの、何かあるんですかね。消費者に情報提供をしたり、被害にあった場合に、救済で相談先があるとか、そういうことの分け方だと分かりやすいんですけども、相談員の知識の向上とか事業者指導っていうのは、何かどちらにも係るような、防止にも救済にも係るような感じがしたんですけど、何かこれ分け方に大きな意味はあったんですか。位置付けとして、どっちにも係るっていうふうには読んでよいんですかね。係るところは。

事務局(橋本) : 会長、事務局。基本的には大きくくりの中では、被害者、消費者被害の防止・救済っていう枠の中であろうかと思うんですね。今御指摘の、会長からもお話のありました、例えばですけど相談員の知識の向上に関しましては、防止や予防あるいは救済、どちらにも通じる、まさにそういう要素もあろうかと思いますが、ただ、どちらかに入れておきたいということからすると、今の現状で申し上げますと、相談員の仕事量の割合としますと、実質その相談等の救済のところが大きくて、決して防止・・・をやっていないわけではないので、大学生に向けての新生ガイダンスの講師を務めたりとかやっておりますが、そうですね。次回はちょっと整理をしたいと思っておりますが、今現状としては、・・・の中に入っていて、メインのところは振ってあるというふうにはなりがちになるかと思っております。

朝日会長 : 分かりました。どうでもいいっていうか、救済だけに係るわけではないっていう、普通に読んでいきます。ありがとうございます。すいません。皆さんのほうで何かありますでしょうか。黒崎委員、お願いいたします。

黒崎委員 : すいません、よろしくお願いします。意見でも書かせていただいたんですが、相談、主に相談ですね。その4、000何件という情報があったんですけども、現状生活センターの相談員の体制的に、十分対応できているのか。実は人が少なくて対応できてないのかとか、あと今後、情報発信をどんどんしていくと、ああ、相談センターあるんだってことで、多分件数が増えていくのではなからうかというのもありまして、個別の、今年度は何件対応しましたって情報あるんですけども、体制的に何か課題は、あるいは・・・っていうのがちょっと分からなかったのも、もし十分現状で足りているのであれば、いいと思うんですけども、よろしくお願いします。

朝日会長 : はいこれは御質問になりますかね。現状の対応の。よろしくお願いします。

事務局(橋本) : 既に今日、先ほど御説明は具体的に申し上げませんでした。意見の中でそういったことを既に頂戴しております。現状としましては、私どもの事務方と専門員であります相談員、相談員のほうも8名おります。事務方も、私も含めまして8名ということになります。相談員の体制につきましては、今8名で4、500件前後を受けているということで、そこは相談だけに限って言えば、まだまだ十分対応できる状況にあらうかと思えます。他市とも比較しながらしておりますが、出勤日が若干違うところもございますけども、8名っていうのは市町村部では最大もちろんですし、都部を入れても世田谷、足立等を除けば最大ということで、恐らく件数でまだ分かりませんが、5、000件から6、000件の手前ぐらいまでは、8人でこなせるかなと、数字だけ申し上げますね。ただ相談だけではなくて、今後さらなる教育、あるいは啓発に力を入れていこうということになりますと、またそれはどのぐらいのボリュームでということもありますので、短いお答えできないこともございます。

また課題としましては、相談員さんのなり手が、これ国の資格を有するっていう方をお願いしているわけですが、その受験している方、者数、あるいは受験し合格して、任についていただく方がなかなか多くなくて、割と取り合いつて言うところちょっと語弊がありますが、一定程度やはり、例えば、仕事の魅力以外のやっぱりどうしても近県であればお給料が魅力っていうので、やはり移られる方も中にはいらっしゃるし、なかなかなり手が決まらないという自治体が多くなってきているのも実態でございます。

朝日会長 : はい、ありがとうございます。黒崎委員、よろしいですか。他にございますでしょうか。利光委員、お願いいたします。

利光委員 : 今の質問の関連なんですけども

その相談の仕方なんですけども、対面なのか、もしくはネットって言いますかね。テレビ電話でもやっているのか。その辺のところを教えてください。

事務局(橋本) : はい、ありがとうございます。以前にお配りをしました、令和4年度の事業概要には、細かい数字的なところも出ておりますが、大体9割近くが電話による御相談になります。前年度で言えば、4、536件中3、997件、約4、000件は、電話による御相談でございました。残りの539件につきましては、来所ということになります。ただ、これはあくまで1回目の相談しかカウントしておりませんので、継続案件は含んでない数字にはなりません。

それから、今年度4月から、実はメールフォームによるメール相談というのも、DXの推進の一環で始めましたが、まだ7件ですか。ごめんなさい。9件の御相談件数ということ、4月から始めまして、実績としてはそんな状況でございます。ただ今後は、いわゆるインターネット、国の方も令和8年度に大きく、先ほど御説明しましたP I O-N E Tという機械を一新して、いわゆるA I機能を持たせようとか、あるいは電話をそこでP I O-N E Tで受けさせて、文字化しようとかという中では、インターネットによる相談というのも始めるという、国の全体の方向性も出ておりますので、遅くとも令和8年度には、具体的にインターネットによる相談というのが実現していくというふうには思っております。

朝日会長 : ありがとうございます。山本委員、お願いいたします。

山本委員 : 資料1の25ページにあります「国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に参加し」というふうに今後の課題として書いてあるのですが、この研修というのはどのような研修なのかなと思ひまして。例えば座学の研修であったりとか、あるいは御相談のほうを、模擬相談会のようなことをやるのかっていうのが、気になりました。あと真ん中のほうに、実績評価のところ。「消費生活相談対応のスキルアップを図っていきます」というふうに書いてあるんですが、これは相談員がスキルアップしたことを、客観的にどのように評価するのかっていう点が気になりました。例えばその相談員の上席者が、スキル評価シートのようなものを使うのかなっていうのをイメージしておりましたが、その2点、いかがでしょうか。

朝日会長 : はい、御質問でございます。よろしくお願いいたします。橋本所長。

事務局(橋本) : はい。この相談員が受けている研修につきましても、事業計画のほうに細かくは出てございますが、まず状況で申し上げますと、うちのほうは相談員8人いるって先ほど申し上げましたけれども、比較的恵まれておりまして、自治体によっては相談員が2人ないし3人っていうところが結構多くて、それで週休の関係とかで、1人研修行っちゃうと、相談を受ける人が1人しかなくなっちゃう。あるいはなくなっちゃうっていう自治体もある中では、他市と比較しても、充実した受講体制が組めていると、全体で言えばですね。8名の相談員がいるおかげで、実際8名おりますけれども、土曜日は3名体制、そのほかは大体4名から6名ぐらいで、週4、週4勤務でやっているものですから、大体そんなペースでやっておりますので、他市に比べて充実した研修が組めて、受講していただくことができているかなと思っております。研修の内容については、またちょっと改めてお答えさせていただきます。あと、研修結果、効果測定といいますか、評価はどういうふうな形でしているかということにつきましては、具体的には個々の1件1件の評価っていうのは、なかなか正直できてないところはございます。ただ、PIONEERに入力したものを決済する過程の中で、職員が目を通していくという中で、そうですね。それで勤務評定にはつながってないんですけども、相談が滞ってないかどうかということについては、確認ができているかと思ひます。その後は、そうですね。接客対応、相談の対応などについては、相談のブースが個室にはなっておりませんので、それぞれに職員が声を聴ける距離のところやっておりますので、逆に対応が適切でなかった場合には、朝礼だとか、個別に指導するということはして、あるいは勤務評定の中で反映するとか、っていうことではつなげています。そんな状況でございます。

朝日会長 : はいありがとうございます。

山本委員 : すいません、追加でもう1点。先ほど、他の自治体との相談員の取り扱いになっている、人材の確保が難しいみたいなお話があったと思うんですが、その人材の確保が難しい、ボトルネックになっていることっていうのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

事務局(橋本) : 八王子の場合には、相談員さん側からしますと、どういうところをやっぱり木口としたいかにつきましては、圧倒的にはお給料がいいことと、便がいいことなんですね。今はおかげさまで駅から徒歩5分ぐらいのところでございますし、給料水準としても、他市と比べても上位のほうにおりますので、今のところは、八王子市については大丈夫かなと思っております。したがって市外から通勤、来ていらっしゃる方、町田ですとか、・・・市からですね。来ていらっしゃる皆さんもいらっしゃいます。ですから、当然、そうですね。

ただ、高齢化って、一方で高齢化っていう問題もありますので、八王子で言えば、新しい人の確保、今のところその8人の方が、増やすっていうのは今のところ予定しておりませんが、介護の事情、あるいは御本人が高齢化した場合、新しい人を採用してくるというのには、今後工夫が必要と言ひますか、基本お給料面もしっかり、何ですかね。魅力あるところが必要なのかもしれないし、工夫をしていかなきゃいけないっていうことはあるかと思ひます。ちょっとお答えになっているか分かりませんが、すいません。

朝日会長 : はい、ありがとうございます。今御指摘ありましたように、行政の専門職の確保っていうのは、多分これからいろんなところが担い手不足で、地域のいろんな住民の方の担い手不足もあるんですけど、要は行政サービスの専門職っていうのは不足するんじゃないかっていうふうに、全体として多分相談員さんだけじゃなくなっていると思うんです。だから今

のところあまり給料なんかの面で、逼迫してはないっていうことないんですけれども、場合によってはきちんと確保をしていくっていうことはあったほうがいいかもしれないですね。ありがとうございます。ほかには、野崎委員、お願いいたします。

野崎委員 : すいません。情報のスピード化っていうのはもうどんどん進んでいくと思うんですよね。デジタル化は、今後もどんどん進んでいくと思うんですけども、これになじめない人も中にはいると思うんです。私なんかみたいな80過ぎのじいさんはね、なかなかこういうスピードについていけないっていうような状況があるんですけど、こういうものに対する今後の媒体ってのはどんなふうに考えてるか。それをやっぱ早急にできるものではないと思うんですよね。それを大体目標どれぐらいに、何%ぐらいにこれが浸透するようにするのかっていうのは、何かそういう媒体って具体的なものがどんな方法があるのかということ、ちょっと教えていただければと思います。

朝日会長 : はい、お願いします。

事務局(橋本) : すいません。手元、八王子市もデジタルにつき、デジタル化については、デジタル化の計画というのを策定しているんですが、私が不勉強なのと、手元にちょっと資料がないので、具体的にちょっと%的な表現は、ちょっとすいません。今のこの段階でできなくて恐縮なんですけど、ただ、デジタル化はもう時代とともに一方で進めていくのも大事ですし、それによって便利になる部分も確かにありますし、一方でやはり考えなきゃいけないのが、委員がおっしゃいましたように、デジタルデバイドとか、それがなじみにくい方をどう対応していくのかっていうのは、非常に大事だっていうのは市も十分認識しております。そういう意味では、デジタル化一辺倒ではなくて、例えばどんなにデジタルが進んでも、恐らく例えばですけど身近な話題ですと、「広報はちおうじ」の紙媒体のものはずっと残るんだと思うんです。いわゆる誰一人も取り残さないっていうのは、まさにそのデジタル化以降、無理やり何ですか。引っ張ってって、取り残さないのではなくて、そういう、得意としないといいますか、必要とそれ以外で情報を求めている方にも十分その手段を講じていくっていう必要はあるかと思っていますので。

例えば・・・ずっとデジタル、紙ベースのものは残ると思いますし、私どもも今一生懸命デジタル化のメリットとすると、早く多くの方に周知できる、コストが低くっていう意味では、私どももそれを利用して、メールです、ホームページですとか、ラインでの何ですか。消費者情報っていうのも提供していていますけども、併せていわゆる紙ベースの消費生活ニュースっていうのも、毎月1号ずつ必ず作って、お近くの地域にある市民センターですとか、市の施設で置かせていただいて、そこでも同じ情報が見られるような工夫はさせていただいてはおります。あとは、先ほどちょっと申し上げましたけど、デジタルで情報を早く、いち早く入手した方が、いかに周りの方に共有していただけるかどうかっていうのが大事だと思っておりまして、そういう意味ではまさに人と人のつながりっていうのが、今後ますます大事になってくるし、そこを私どもも、皆様に御協力いただきたいというのは重要な一つにしたいなと思っていますのでございます。

朝日会長 : ありがとうございます。ちょっと関連して、今のお答えと御質問に関連して、私思ったこと1つ言っていていいですか。すいません。デジタル社会の急速な、今の御意見も多分5ページ、5ページ、7ページあたりのデジタル対応のところに関する御質問、御意見だと思っただけなんですけれども、デジタル化されて、所長もおっしゃったように、広がりやすくなる。情報の生産コストが低くなるので、ターゲティングもできますね。ある地域の人だけとか、ある年代の人だけに情報をプッシュでいくっていうこともできるので、それはすごく進めるべきことだと思うんですけども、ただやっぱり紙であってもプッシュであっても、関心をやっぱり持たない限りはスルーされてしまうっていうところは、本質的には変わらないような気がするんですよね。やっぱり所長もおっしゃったように、子供なんか見ていると思うんですけど、先生に呼び出されたときに何を・・・そういうのは子供うちでばあっと・・・ですよ、ラインなんかで。そういう関心を持つと本当にすぐ共有するので、怖いのもう一つ間違った情報も回っちゃって、風評被害とか逆の面もあるかもしれない。それは前回の・・・かもしれないけど、あの・・・教育、正確な情報ということかもしれないんですが。今回は共有する範囲っていうのが、自治会だったり、地域だったりっていうのが今はあると思うんですけど、ここに書かれているように、民生・児童委員のものだとか、高齢者発信とかの、そういったコミュニティが、既存のコミュニティもあると思うんですが、

デジタル化したときのコミュニティ、このラインでつながってる人とか、何かそこでよく分かんないところがあると思うんですね。誰に共有されていくのか、例えば子供のPTAのママ友みたいな人もぱっと広がるかもしれないし。何かそういったデジタル系の情報の有効性、広がり方っていうのは、少しちょっと調査しながらっていうか、そのところを、この記載の今後の課題の記載の中に入るかもしれないんですけど、媒体ごとに情報提供方法っていうのを、特にそのデジタル面に関しては分かってないところもあるので、そのところを検討していくっていうのは必要なというふうに思います。すみません。私が・・・ほかにありますでしょうか。

渡邊副会長 : 渡邊です。すみません。先ほどの相談員さんの知識向上のお話が、山本委員のほうからありましたけれども、そこに関連した情報提供というか、弁護士会の関係でも、今相談員さんと勉強会っていうのを定期的に行っています。3、4カ月ぐらいに1回ずつ、多摩地域の消費生活センターさんのほうに声かけをさせていただいて、大体毎回30名を超えるぐらいの相談員さんと弁護士と合わせますけども、約30名ぐらいのところ、大体新たな事案であったりとか、法律の改正があったりとかっていうところを、自主的に勉強会のような形で開催しています。我々も相談員さんのほうから新たな知識であったりとか、事案の共有を受けたりしながら、学ばせていただいているところがあるんですが。

かなり八王子市の消費生活センターの相談員さんのほうも、毎回多分5、6名ぐらい出席いただいているんじゃないかなという感触がありまして、多分ここに書かれていないところでも、それぞれの方々がそういったところで努力をされておられるなというふうな感想を持っていますので、一応そのことをまず情報共有させていただけたらと思います。

あと、もう1つが質問ということになるんですが、今回、今日のチラシの中にも入っているんですが、110番、多重債務の110番であったりとか、いろんな110番が多分定期的に行われているかなと思います。で、ただ相談件数を見ると、そこまで高齢者の消費者被害特別相談を聞くと、多分開催の日数の割には、それほど件数は実は伸びてないのかなと。それで、このあたりは実は弁護士会員が主催するような110番でも、毎回110番の広報の仕方っていうのが大体問題になって、なかなか有効な手段が取れていないというのが現実ではあるんですが。ちょっとやり方を変えると、それこそ時代が変わっていく中で工夫してやっていかないと、110番の効果そのものがどんどん薄れていってしまうかなというのが感触としてありますので、ちょっといろいろと試したりしながら、この件数を何とか増やすような努力をしていただきたいと思いますので、意見とさせていただきます。

朝日会長 : ありがとうございます。橋本所長、お願いいたします。

事務局(橋本) : 私ども、多重債務等をそうなんですけど、おっしゃるとおり事業概要でその実態、実績が出ておりますが、もっと多くの方に・・・できる機会が提供しているんですが、現実が、相談の場合に、枠組みの中によっては少ない。その中の1つで、ちょっと工夫、どう工夫するかだっというところが、こういういわゆるチラシ、あるいはホームページ、あるいは広報には一応記事として小さくは載せているんですけど、実際本当に必要な人にその情報がどれだけ届いてるかって、これ永遠の課題なんですけど、よりそういう必要な人、例えば高齢者が入手しやすい場所へ、入手しやすい形で情報を届けるっていうことも、今後さらに努力していかなきゃいけないことの一つかなっていう認識は、しております。貴重な御意見、ありがとうございます。

渡邊副会長 : 補足的にすみません。大体弁護士会でも同じで、ホームページへの掲載と、ポスター掲示、チラシ、大体このあたりなんです。で、なかなか伸び悩むっていう中で、やはり爆発的に多分増えるときは、ほんとにタイムリーな選定をしたというときと、あとはやはりマスコミ関係で、ラジオ・テレビ一部でも取り上げられると全く件数が変わってくるので、このあたり、うまくマスコミとも連携していく必要があるかなと思います。

朝日会長 : はい、ありがとうございます。今ちょっと110番の話も出ましたので、今日オブザーバーとして出席いただいております八王子警察署の平湯生活安全課長から、お話をお願いしますでしょうか。

平湯生活安全課長 : こんにちは。八王子警察署の生活安全課長をしております、平湯です。日頃より消費生活の予防も含めまして、犯罪の予防等にも皆様に御協力いただきまして、本当にありが

とうございます。簡単ではございますが、犯罪情勢につきましてちょっと触れさせていた
だきたいと思います。刑法犯認知件数っていうのが、平成14年をピークに、19年連続
減少してたんですけども、昨年令和4年、20年ぶりに増加に転じております。これは東
京都含め全国的な症状ですね。八王子市市内もそうです。今年はどうかなということ
を、6月過ぎまして上半期が終わったんですけども、さらに増加しているような状況でござ
います。特殊詐欺についても微増。八王子市につきまして申し上げますと、・・・が非常に
ここ最近増えておりまして、自治体でも5月末現在だったですかね。自治体別だと八王子
市はワースト1ということで、そういった被害が発生していますと。それで、今回消費生
活ってことなんですけれども、警察も相談窓口いろいろあるんですけども、事件だとか、
交通だとか。私は生活安全課なので、生活安全相談という窓口を持っております。参考で
すが件数を申し上げますと、6月末現在、上半期1,090件の相談。これは前年比プ
ラス93件、大体100件ぐらい増加しているんですかね。消費生活以外にも、警察の場合
はいろいろ男女間トラブルだとか、近隣トラブルだとか、様々な形の相談を受理してい
るような状況です。

じゃあこの本日の会議であります消費生活トラブルに関して、どんな相談を受けているか
という、これは毎年そうなんですけども、インターネット利用に関する相談です。具体
的には、申し込んだ商品が届かないだとか、違う商品が来た。欠陥品だった方とかです
ね、個数が足りない。そういった契約上のトラブル関係、こういったのは我々基本的に相
談受けたときは、事件にできないかってまずそういう視点をもって見るんですね。これ
が何罪に該当するかなみたいな、そういう目で見ていますんですけども、大体このイン
ターネットの関係は、大体そういう事件にする前に、私どもが間に入って業者等に連
絡して、警告じゃないですけども、そういった相談来てますよということで話すと、大
体すんなりというケースが多々あって、事件前に解決してるような状況です。

もう一つが、カードの不正利用に関する相談が非常に多いです。これはデビットカード
だとか、クレジットカードだとか、何とかペイっていうような電子マネーだとか、そ
ういうのを不正に利用されたというような相談で、大体この相談は、そういうクレ
ジット会社のほうから補償してもらうためには、警察から番号をもらってくださいとい
われたので、相談に来ましたとか、電話しました、そういったのがほとんどです。そ
ういった中でも、これは不正アクセスっていう、証拠だとか状況からして、事件に
できそうなやつは不正アクセスということで、事件化しているケースもあります。あ
と、ここ最近で、ちょっと我々警察がちょっと重視してるのは、このチラシの中にも
非常に分かりやすく書いてあったんですけども、高齢者宅を狙った、要は屋根が壊
れていますよ、みたいな訪問業者、その関係ですね。これ非常に今ちょっと要注
意で、八王子市内も結構こういった通報、相談いただいております。実際屋根は壊
れてないんですけども、ただ見えないので、高齢者からすればですね、うまく契
約まで持っていかれて、壊れてもない屋根の、高額で契約させられるというよ
うな、トラブル。で、これはちょっとなかなか事件化するのも・・・
と思うんですけども、狛江市で強盗殺人事件発生して、それを皮切りに、銀座で
日中に高級時計店だとか、結構凶悪な犯罪が今増えていて、よくこの御高齢の方
が、こういう訪問業者に対して家に上がらせたりだとか、あるいはその自宅に今
幾らタンス預金があるみたいなこと言ったときに、今度強盗の被害の対象にされ
るんじゃないかということで、こういったのを受けて、こういう連絡が警察に入
ると、パトロールを強化したり、防犯カメラなどをぜひ設置してくださいとか、あ
るいはしばらく、転居、避難ですね。場所を変えてください。あるいは自動通話録
音機をつけてください。そういったとこまで現場臨場して、しばらく数カ月間対策
をしているというような状況です。そういったのが最近の特徴というところで、
簡単ではございますが、以上でございます。

朝日会長 : ありがとうございます。具体的な法も含めて、御紹介ありがとうございました。そのよ
うなところ、ありがとうございます。ではちょっと次の(2)その他になってしまうのか。
そしたらじゃあ今いただいたお話なんかもございまして、御意見ありましたらお願いいた
します。そうですね。今日資料でいただいている、これですね。これは、八王子市の防犯
課の、はい、お願いいたします。

昆防犯課長 : すいません。防犯課長の昆と申します、今、平湯課長のほうからちょっとお話も教えてい
ただきましたが、今八王子市では、先ほど・・・の話とかありましたとおり、そういった
事件、全国的な、広域的な強盗で、住宅に押し入ったりする強盗の犯罪が増えていること

を受けまして、この8月からなんですけれども、住まいの防犯対策臨時補助金っていうのを開始いたしました。具体的には、先ほどカメラ付きのインターホンですとか、防犯カメラですとか、あくまで対象は個人の方なので、事業者の方とかは対象にならないんですけれども、個人の家に防犯対策をした場合に、その設置費用とか購入費用の2分の1で、上限4万円までを補助するというものになります。あと、ちょっとやっぱり対策を、防犯意識高まっている中でしていただくことによって、市内から犯罪を減らしていければなと思っております。また対象品につきましては、この特に右下のほうのものとか、あとは、ちょっと防犯に関わるものについては、ちょっと要相談って形にはなるんですけれども、こういったものが対象になりまして、これはちょっと国が交付金を活用している関係で、今年度いっぱい、今年度いっぱいいいいますか、2月29日までの事業となっております。あと予算に達した場合は受付終了するということになっております。今また8月から始めたばかりなんですけど、かなり盛況ではございますが、まだまだ予算額までは十分予算ございますので、お知り合いの方とか、ぜひちょっと広めていく。この機会に、住まいの防犯対策を見直していただければと思います。私からは以上になります。

朝日会長 : はい、ありがとうございました。そしたら黒崎委員、お願いいたします。

黒崎委員 : 御説明ありがとうございます。ちょっと質問があるんですけど、このパンフレットっていうのはどこでももらえるんですかね。販売店とかに置いてあるのか、それとも市役所とかに・・・

朝日会長 : お願いいたします。

黒防犯課長 : 市役所の本庁もしくは防犯課の窓口になりまして、あと各市内にあります市役所の事務所ですとか、市民センターとかにも置かせていただいております。あと一部事業者さんのほうにも置きたいという事業者さんがいれば、お店のほうにも置いてあるところもあります。あと電子、ホームページのほうからにも載っております、そこからの申込用紙ダウンロードすることもできます。

朝日会長 : はい、ありがとうございます。

黒崎委員 : ありがとうございます。消費者さんの、消費者の行動からすると、ホームセンターに行くと、防犯カメラが売っていますと。つけようかな。そこにこれがあつたら買うと思うんですけど、その事業者さんとの協力みたいなものもあるといいかなと、今・・・おっしゃったので、はい。いいかなと思いました。はい、ありがとうございます。

朝日会長 : ありがとうございます。ではほかに。はいじゃあ、すいません。じゃあ北島委員、お願いいたします。

北島委員 : すいません。初めての参加になりますが、今日の第2期の基本方針の資料1の5ページに、今日多分一番、今日議論するテーマというのは今後の課題というところだというふうには私自身は認識をして、皆さんのお話を聞いておりました。

その中で各委員の方々から、引き続き市の公式ライン、またSNS等々を使って、この情報を広く知らしめていこうということが、ここに行政側が書いてある御意見だと思っております。実は八王子っていうと皆さん御存知だと思っておりますけど、高齢者の率ってめちゃくちゃ高いまちだというふうには、私自身は認識しております。と申しますのは、2019年に実はプレミアム付商品券、市から会議所も委託を受けてその事業をやらせていただいた際に、本来デジタルの商品券が8割、2割が紙の券ということでスタートさせようと思っただけなんですけど、最終的にはデジタルが6、紙が4割という、本当にまだまだそのデジタル化社会にはまだまだ市民のレベルというのはそんなないってないんだっていう、ちょっとした認識があったんですね。そこで、ここに市のライン、市の公式ラインだとかSNSってあるんですけど、多分皆さん全員八王子市民の方であり、他の市の方でも、毎日多分ゴミの回収のカレンダーって多分皆さん見られますよね。毎日多分見て、今日はこのゴミ出そうとか。あれって多分皆さん、毎日目にするところに、先ほどお話があった点検・・・とか、そういうキーワードをそこに載せとくだけでも、多分その人たちの啓蒙だとか、多分・・・の形が変わるんじゃないかなって。実はこれって市民の方が皆さんゴミのカレンダー見ているって、多分皆さん結構ノーマークなんですよ。でも絶対見ないと、今日ゴミ何出したらいんだらう。そこにこのキーワードを載せるだけでも、多分その啓蒙啓

発っている中では、結構市のゴミのカレンダーって、当然市が作っているものですから、その辺で何か、なんで、私も会議所の職員であり、市商連の事務局なんですが、よく役所の方と話をする際に、何か串を刺しても何も上がってこないような気がしちゃうんです。ですからそれは役所の中でそういう情報共有をしながら、いろんなことをリンクすることによって、なるほどデジタルが共有しながら、してくるのかなって。実は今日初めてなんで、私も資料は昨日からいただいたり、いろいろ目を通したんですが、この事業対応のこれ、2022年度版を見ると、やっぱりこの相談をする方々の年齢って高齢者が圧倒的に多いと思っていますね。要するに高齢者の方々に被害を、高齢者の方々が被害に遭わないようにするには、じゃあどうするのかって考えたときに、多分SNSでもない、ラインでもない。といったときには、先ほど申し上げたゴミの回収のところのカレンダーのところに、このキーワードを載っけとくだけでも大分違うんじゃないかなというふうに感じています。だからDXって大事なのもかもしれないんですけど、まだまだ両輪でやってかないと、なかなか皆さんの情報伝達というのは難しいかなって、そんな感じがしております。すいません。ありがとうございます。

朝日会長 : ありがとうございます。先ほどの野崎委員の御意見と通じるところがありますね。ありがとうございます。ほかには、赤木委員、お願いいたします。

赤木委員 : 具体的な記述の問題なんですけど、23ページです。商工会商工会議所との連携ってことなんですけど、左側のほうの取組と、今後の課題、真ん中が・・・の立入検査の件数が中心にまとめてあるんですけど、これをずっと見たとき、私主な取組の中の中段より下の部分ですね。これすごく大事だなというふうに思っております。ここの部分は、もっとこれをメインに記述したほうがいいのかも思っているのは、中核市移行で、権限委譲されたケリヨ業務を実施する機会を利用し、個人に・・・を含めた事業者との情報交換及び情報収集を積極的に行い、事業者指導に向けて連携を図りますと。ですから、今後の課題もですね、この辺のところを少し重視した記述の書き方にしたほうがいいのかもというふうに思っております。事業所さんっていうのは、地域で生きられてる立場なので、口コミがすごく強い方だと思うんですね。周りに対しても、思い入れのあるお客さんに対しても、そういったものが非常に発言をしやすい立場でいらっしゃるんで、そういう部分では、せっかくのケリヨの立入りの機会に、もう1つ情報交換と意見交換に踏み込んでもらって、消費者センターの理解であるとか、あるいは消費者行政に対する理解をしてもらって、まず味方になってもらう。それで地域のプチコミにも1枚配ってもらうというような姿勢を、今後の課題の中にも盛り込んでもらったらどうかというふうに思います。以上です。

朝日会長 : ありがとうございます。はい。書き方含めて、御検討いただければ。ほか、いかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいのが、先ほど防犯の話で、警察の共有・・・の話で、何かこの消費者行政、消費者を、これを入り口にして、要は消費者の情報収集して、そこからそのさらなる犯罪に、強盗のようなものにつながるっていうような組織犯罪が増えているっていうことで、何かこれは、こういうのっていうのはその消費の契約上の救済の話を超えてしまうかもしれないですが、でも密接に消費被害と関わってくることなんですけども、そういったところっていうのはどういうふうな扱いになるものなんでしょうか。やっぱり防犯の観点で、こういった、これを例えば家に上がるとか、そういったことを何て言うんですかね。利用されて、この商品の被害のみならず、後々の犯罪につながるっていうような、何らか対象に、この消費者被害、あるいは予防っていった対象になる。何かそういったちょっと難しいことになっていると思うんですよね。その悪質な業者のほうっていうのは、いろんな手を駆使してくる、逆にですね。デジタルであろうが何であろうが、いろんな手を駆使してくるっていうことで、何かこの消費、その消費契約だけにとどまらない被害につながるっていうところが、今後の新しい・・・思うんですけど。皆さん、この計画の中では何かこういった扱いが可能なのかなというふうに思ったんですけども。

事務局(橋本) : 現状として、今会長おっしゃられたように、単なる訪問販売、訪問の営業にとどまらずと言いますか、実際悪意を持ってっていうんですか。ケリヨなんかもそうかもしれませんし、卑近な例ではガスの湯沸し器のほうで、10年で代えなきゃいけませんよと、そういう決まりは何もないんですけども、それをもとに、何でしょうね。過剰営業っていうか、ある意味消費者をだまして、その営業を達成するようなところもあったりっていうことでは、なかなか、まあどうですか。ちゃんとした営業と、そうでない場合、紙一重と言いますか、難しい面は現実あるかと思えます。実際私どものほうにも相談としても寄せられます

し、注意喚起ということに関しては、防犯課とは割と連携をよくしておりますので、私もでた事案を、何ですか。青パトっていうんですけど、地域をパトカーみたいな見かけで、青いランプをつけて走る車で啓発してもらったりとか、いろいろ工夫はしているところなんですけども。後を絶たない現状もありますし、お互いに協力して、啓発をしていく。あるいはその対応をですね、もしそういう事案があったときには、できるだけ警察さんにも御協力いただく場面も現実あったんですけど、速やかに対応をしていくというのが求められるかなと。

朝日会長 : ありがとうございます。いずれにせよ、恐らくやっぱり防犯課の部門との連携ってということにはなると思うんですけども、要はそういった消費上の被害にとどまらない2次被害のようなものが、消費を通じて、・・・などを通じてあるっていうようなこと、なかなか背景なり、そういったところではちょっと必要なという。よろしく願いいたします。

昆防犯課長 : 補足といいますかですね、一応計画上、いつも重点課題がある中で、すいません。私今回がちょっと初めて出た問題なんですけど、1つ目が消費生活の環境基本基盤整備の中で、関係機関とのネットワークの強化で、警察との連携、連携強化の中で、今橋本所長がおっしゃっていただいたような、防犯課で高齢者向けに自動通話録音機貸し出しているとか、メール配信しているとかですね、一応計画上ではここでは連携して対応してるってということで、再掲みたいな形で、この3番目のところはやってもいいのかなって私思ったんですけども、一応、持っちは・・・でございます。

朝日会長 : ありがとうございます。1番目のところに、基盤のところいんですね。その話かもしれないです。ありがとうございます。野崎委員、お願いいたします。

野崎委員 : 人間だからね、迷惑や願望ってというのは、もうみんな誰も持っていると思うんですけども、ここに載っているようなことが単調になって、重大事件、例えば強盗だとか、いろいろあると思うんですけど、そういうのが発生した事例ってというのはかなりあるんですか。どうなんでしょう。関連する。

朝日会長 : はい、八王子ではっていうことですかね。平湯課長、お願いいたします。

平湯生活安全課長 : 八王子警察の平湯です。八王子市内では、現在のところ幸い発生はないんですけども、もう全国的に、狛江市の強盗殺人もそうですけども、いわゆる予兆電話、おでんって言われるようなですね。特殊詐欺犯人からの1本の電話で、資産状況、タンス預金を伝えてしまっただけに、そのお宅が狙われて被害に遭われているっていうのは、実際もうあちこちで発生しているっていうようなところで、今非常にそういう社会的なニュースにもなっているので、町の方も皆さん、敏感になっているんですね。もうしょっちゅう通報をいただきます。今日は作業着を着た不審な男が来た。さらに知らない番号からバンバン電話がかかってきますっていうような相談。こういうのだから、そのニュースを見た、今度お孫さんとかお子さんの方からも電話が来て、実は八王子警察署管内におじいちゃんおばあちゃん家があるから、パトロールを強化してほしいだとか、そういった相談なんかいただいでですね。我々としては捕まえたいんですけど、何かしらの犯罪に引っかけて、屋根に上った。住宅侵入だとか、帰らないのが不退去罪だとか、あるいは特定商取引法、特商法みたいな、そういった犯罪にならないかっていうようなことを常に思っているんですけども、向こうも向こうでなかなか、完全に引っかからないグレーなところでやってくるので、一番は皆さんが危険にさらされないことっていうことで、できることは、防犯カメラの補助事業をぜひ使っていただいでですね、対策していただきたいと思います。

朝日会長 : はいありがとうございました。ほかには、よろしいでしょうか。それでは、今後の課題についての御意見、御質問を含め、御意見をいただいたところになります。

それでは、次の(2)のほうに移りたいと思います。その他ということで、事務局よりお願いをいたします。

事務局(奈良) : いろいろ御意見、御質問、ありがとうございました。

お天気が崩れてきて台風になると、台風が明けた後は、屋根瓦・壁の修理っていうことで、業者が千葉県やいろいろなところから来ますので、そういったテレビのニュースであるとか、気候変動状況の後にはそういう悪質な事業者が活発に動くってことをちょっと、

どんな人も身につけておくといいいのこなって思いました。

次回の会議についてですが、9月15日、第4回目は9月15日、金曜日、クリエイトホールの10階第2学習室で、2時から開催となります。この場所ではなくて、生涯学習センター、図書館のあるセンターの10階第2会議室になることを記憶しといてください。

今回は、計画の素案について、御意見をいただく予定であります。第1回目から第4回目までの御意見をまとめた上で、答申案を作成いたしますので、その都度委員の皆様には、答申案については書面にて御確認をしていただき、事務局が再度御意見等をいただいて集約し、会長・副会長に確認の上、確定させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝日会長 : ありがとうございます。

ちょっとあれなんですよ。私もさっき・・・今日3回目なので、3回目までで重要課題3まで御議論いただいて、今後の方針がどうかということ、今日のように御議論いただいて、それをその計画に反映させていただくと。それを次回御確認いただいて、その計画の内容を答申案にまとめることとなりますので、次回は計画の素案を御確認いただいて、それを答申という形に書き換えるというか、書き通すという形にしたものについては、何でしたっけ。書面、書面で確認になるということになります。よろしいですかね、そういうことで。はい。じゃあそういうそういった方針で、取りまとめの方針ということで、当事者の取りまとめ作業については、そういった形で書面で御確認していただいて、確定は正副委員長ここで一任いただくという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝日会長 : はい、ありがとうございます。そしたら次回、今までの議論のまとめの計画の素案について、確認いただければと思います。それでは今「異議なし」をいただきましたので、書面確認と確定は一任とさせていただきます。それでは、事務局の説明が終わりました。ほかに質問、御質問がないようであれば閉めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは、本日の審議を終了したいと思います。進行事務局にお返ししたいと思います。皆さん御議論ありがとうございました。

事務局(奈良) : 長時間ありがとうございました。本日、第3回目の審議会が終わりまして、8月25日の金曜日までなんですが、意見書を、また御意見がおありでしたら、事務局までメールで、今日お送りいたしますので、メールなりFAXなりで御郵送くださいませ。次回の会議のときにまた・・・いただきたいと思います。では、本日の会議要録は事務局で取りまとめ、皆様に御提示して確認していただきます。ちょっと第2回目からちょっと遅れ気味なんですけど、順次させていただきますので、よろしく願います。修正等が出た場合は、必要に応じて各委員に御連絡の上御確認をいただき、会議要録を決定し、市ホームページで公開いたします。

会長には、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。以上で審議会を終了いたします。

閉会 午後3時20分

—閉会—